

I はじめに

平成 28 年 11 月の教育公務員特例法等の改正を受け、県教育委員会では、平成 29 年 4 月に新たに「宮城県教職員育成協議会」（以下「協議会」という。）を組織し、さらに、この協議会に養成部会・採用部会・研修部会を置いて、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」・「新規に採用する教員に求める資質」・「教職員の研修計画」の調査及び検討を行い、平成 30 年 3 月に「みやぎの教員に求められる資質能力」及び「研修計画」としてとりまとめ、公表した。

令和 4 年 5 月の教育公務員特例法等の改正により、平成 28 年の教育公務員特例法の改正による国の指針を参酌しつつ協議会の協議を経て、任命権者が指標を策定し、この指標を踏まえて教員研修計画を策定する体系的な仕組みを基盤として、研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等を行う仕組みが整備された。

この法改正を受け、令和 4 年 8 月には、教育公務員特例法の規定による「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」（以下「国指針」という。）が改正され、併せて「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」が作成された。

また、中央教育審議会においては、令和 4 年 12 月に『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」（以下「令和 4 年答申」という）が取りまとめられた。

本指標は、本県教育の現状や平成 30 年に策定した指標、国指針等を踏まえ、これからの「みやぎの教員に求められる資質能力」について、養成部会及び採用部会において検討を行い、協議会において協議が調った内容を取りまとめたものである。

なお、県教育委員会では、大学とはこれまで以上に連携を推進して教員の養成段階の充実を図っていく。

また、本指標を踏まえて、研修計画を策定し、教員の研修を体系的、効果的に実施するとともに、教員の研修についても大学と協力して取り組むことにより、養成・採用・研修の各段階を通じた資質能力の向上を図っていく。